

平成22年度教育行政執行方針

平成21年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

近年、わが国では次々と大きな教育改革が進むことに加え、昨年の政権交代に伴う補助金等を始めとした事業仕分けなどによって、一段と変化の激しい時代を迎えています。このような時代であるからこそ、その変化を能動的に受け止め、ともに支え合い、創造性あふれる心豊かな精神を育みながら成長していくことのできる環境づくりが、さらに重要となっております。

そうした中、学校教育においては基礎・基本に裏付けられた「確かな学力」の定着を図るため、町民憲章の理念と福島町教育目標を基本に、学習意欲や学習習慣の定着など「見えない学力」の育成も含めて、学校、家庭、地域の連携をさらに深めながら教育活動を推進してまいります。

また、生涯学習分野におきましても、今年度が初年度となる「第五次福島町社会教育中期計画」を施策の指針として、より多くの町民の皆様の参加をいただきながら文化・スポーツ活動等に取り組むとともに、そうした展開を通じた人づくり・地域づくりに努めてまいります。

なお3年目を迎えることとなる教育委員会事務の管理執行に係る点検・評価につきましては、本年度より、町全体の行政評価に合わせて様式等を統一することとなりますが、これまでの実施状況を踏まえて早期に外部評価対応を行い、その点検・評価の結果を十分に活用しながら、今後も、所管事務等の見直し改善を進めてまいります。

《学校教育の推進》

学校は、子供たちが学ぶ意欲を高め、心豊かにたくましく「生きる力」を育んでいくための極めて重要な場であり、一人ひとりが生きる力を身につけ、健やかな成長と未来に向かって確かな目標を持つことができるよう、学校、家庭、地域そして行政がより一層連携を深めていくことが必要であります。

そうした中、小学校においては平成23年度、また中学校においては平成24年度から新学習指導要領が完全実施となり、授業時数の増加も含めて、現在はその移行措置期間となっておりますが、新学習指導要領においても継

承されている知育・徳育・体育・食育のバランスある「生きる力」を大切に
した教育の展開に向けて、保護者や学校評議員を含む地域の方々のご協力を
いただきながら推進をしてまいります。

「生きる力」の大きな要素の一つである「確かな学力」を育む教育の充実
につきましては、これまでに実施されてきております「全国学力・学習状況
調査」の結果を踏まえ、各学校において子供たちの学力や学習状況を的確に
把握・分析をしながら、学習指導方法の改善等を含む課題解決に向けた対応
を進めてきているところであります。

本年度実施される調査は、国における事業仕分けにより、全国一斉規模で
はなく抽出方式となり、当町の各学校は抽出対象外となっておりますが、調
査結果を活用して学力向上に向けた対策を図るためにも、町として当該調査
に参加をすることといたします。

また、学習意欲の向上を図るためには、家庭における日常生活の中での規
則正しい生活習慣や家庭学習の習慣化が大きな要因とされていることから、引
き続き、学校を通して各家庭への周知啓発を進めてまいります。

さらに、学校・家庭・地域並びに関係機関等との連携を密にしながら、い
じめや非行及び事件・事故等の未然防止にも万全を期してまいります。

1 学校等の再編及び学校教育の推進について

吉岡幼稚園につきましては、保護者から要望の強い福島保育所への「認定
子ども園」などの受け皿確保の条件が整うまでの間は、当面、存続をしてい
くこととしているところであります。

そうした中、国においては政権交代後、保育所と幼稚園の機能を統合する
「幼保一体化」の法制化に向けた検討が進められることとされており、今後
は、こうした国の動きも十分に注視をしながら、保護者等との協議を進めて
まいります。

吉岡中学校につきましては、本年4月より福島中学校と統合いたしますが、
通学輸送等に万全を期することはもちろんのこと、生徒が統合後の学校生活
を健やかに過ごすことが出来るよう、学校や保護者との連携を図りながらの
対応に努めてまいります。

また、統合後の施設の効率的な活用を図るため、耐震度を含めて老朽化が
進む吉岡小学校を空き施設となる吉岡中学校々舎へ移転を行うこととしてお
ります。そのため、吉岡中学校々舎の小中学校仕様に向けた改修工事を新年度
早々に実施するとともに、吉岡幼稚園舎についても、電気及び水道設備に係

る小学校施設との分離工事等を実施することといたします。

生徒の学力向上に向けては、町内学力向上委員会の「全国学力・学習状況調査」の結果分析では、中学校「数学」における知識・応用面ともに強化対応が必要とされており、各学校においても学習指導方法の改善等に努めているところであります。こうした状況を踏まえ、町として、中学校統合後に町内1校体制となる福島中学校に臨時教諭を1名配置したうえで、TT（チームティ칭ング）を用いた授業指導体制の強化によって生徒の学力向上対策を図るべく、関係予算を本議会へ提案しております。

2 情報通信・英語教育の推進について

ICT時代にふさわしい人材の育成を目指して、子ども達の創造性と情報化時代に対応した情報教育の推進を図るため、昨年度は、国の教育環境整備事業スクール・ニューディール構想等に基づき、町内各学校の教育用コンピュータ・校内LAN工事やデジタル放送対応機器などの整備を図ることが出来ましたが、今後は、整備された各機器を十分に活用しながら、教育の実践に努めてまいります。

また、子供たちが国際化の進展に対応した基礎的なコミュニケーション能力を身に付けるとともに、積極的な態度を育成することが出来るよう、引き続き英語指導助手（AET）を各学校に派遣するとともに、AETと町民との触れ合う機会についても拡充を図ってまいります。

3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との交流活動につきましては、昨年度新たに締結された親善友好提携を受けて、引き続き、友好市町との生徒学習交流が実施されることとなりました。

今後も子供たちが交流を通して異なる気候風土や文化を体験することに加え、交流の輪をさらに広げることが出来るよう、関係市町と十分な連携を図りながら事業を展開してまいります。

4 各種奨学資金の活用について

昨今の経済不況を含む経済的な理由により、高校・短大・大学等の進学が困難な方に対する各種奨学資金の制度の啓発につきましては、すでに学校や

町広報等を通して周知に努めているところですが、当町独自の「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」についても積極的な活用がなされるよう、引き続き、周知啓発を含めた対応を図ってまいります。

5 高等学校の存続について

道立福島商業高等学校は、平成20年度から地域キャンパス校として、センター校である函館商業高等学校と連携しながら、各種の資格取得や体験学習など、魅力のある教育実践の展開が図られておりますが、少子化の状況の中で、入学者の減少傾向は、今後もより厳しさを増すことが予測されます。

こうしたことから町外からの入学者への募集対策として、高等学校と連携のうえ、昨年度は、募集停止となった木古内高校エリアの木古内中学校において入学説明会を行うなど、町外においても入学募集を呼び掛けてきているところであります。

こうした経過を踏まえ、町としても現在実施している入学奨励・通学定期補助等の内容について、存続検討委員会等とも協議のうえ増額等の対応を図るべく本年度予算を計上したところでありますが、今後とも、町外を含む生徒確保に向けての支援対策に努めながら、高校存続に向けた取り組みを進めてまいります。

6 学校給食の充実について

学校給食につきましては、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、良質で安全な学校給食の提供と衛生管理の徹底を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が養われるよう、栄養教諭等と連携のうえ、より安心、安全な給食の提供と食育の充実に努めてまいります。

また、給食費については、近年の牛乳や小麦粉等をはじめとした給食材料の価格高騰によって給食メニューの対応に苦慮する状況が生じたため、保護者等も交えた学校給食センター運営委員会において、一昨年より値上げに向けての検討をしてきたところであります。

しかし、町内の経済情勢も大変厳しい状況にあることから、本年度は、保護者等に対する給食費の負担増を避けるため、給食材料高騰分の値上げ必要額（1人当たり月額200円）については、町において補助支援を図るべく予算計上をしておりますが、今後は、支援策を活用したなかでの地元産食材のさらなる活用対応にも努めてまいります。

学校給食提供の要である給食センターは、建物全体の老朽化が著しく進み、調理場等の衛生管理面においても支障が生じる状況にあることから、本年度は地盤調査や設計業務委託等を実施のうえ、減少傾向にある児童生徒数の推移等も十分に勘案しながら、平成23年度において施設を建設すべく事務を取り進めてまいります。

《生涯学習・社会教育の推進》

1 社会教育中期計画の推進について

時代の変化に応じた町民や行政における社会教育活動の目標や指針を示すものとなる福島町社会教育中期計画は、昨年、策定委員会の議論等を経て、平成22年度から平成26年度までの5箇年にわたる第五次計画を策定したところであります。

計画では、7つの重点が示され、そのどれもが町民の学習を進めるうえで欠かせないものとなっております。

平成22年度の社会教育事業や町民の社会教育諸活動においては、本計画を指針とした計画初年度の各分野における施策の実行に向けて、学校や関係団体、機関等との連携をより一層密にしながら、活動の展開を図ってまいります。

2 社会教育の推進について

少年教育分野においては、保護者と学校、行政が協働して子どもの生活習慣の健全化や子ども対象事業などの展開を図ります。また、子ども会の育成にあたっては、地域内指導者の発掘に努めながら、再編を目指した取り組みを進めてまいります。

青年分野においては、年齢階層的に町内に住む若者が少ない状況にありますが、ボランティアや集いの場を模索して徐々に連携を進めるとともに、成人分野では、町民から学習メニュー等の自主・自発的な提案を求め、魅力ある事業の推進を図ってまいります。

読書活動の推進にあっては、図書の実質を図るとともに学校図書室等との連携を密にして、ボランティアの協力や北海道立図書館の指導をいただきな

がら、読書活動のさらなる推進を図ってまいります。

芸術文化の分野においては、社会教育関係団体が主体となった活動の展開に努めるとともに、それぞれの団体の活動を通して子どもたちの参加による事業の展開などが図られるよう、指導者等との協議・連携に努めてまいります。

文化財につきましては、宮歌村文書や円空仏など町内の有形文化財の公開に努めるとともに、無形民俗文化財である松前神楽の国指定に向けた準備を進めてまいります。また、館崎地区の埋蔵文化財発掘調査につきましては、昨年度に引き続き北海道埋蔵文化財センターによる調査が予定されており、発掘関係事務について協力をしてまいります。

社会体育部門につきましては、前年度に引き続き、健康増進に係る事業等を関連グループと連携しながら推進するとともに、各種大会の実施においては、社会体育関係団体が自主的に大会等を開催できるよう、側面からの協力対応も含めて、体制の構築に努めてまいります。

また、総合体育館等をはじめとした体育施設につきましては、建設後相当の年数が経過している状況にもあることから、施設・設備の安全点検等を行いながら、適切な管理運営を行ってまいります。

以上に基づく各施策の展開にあたりまして、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成22年度教育行政執行方針といたします。